地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙２－４

第１　各事業区分における標準事業により生じる財産の取扱い

１　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）（当該耐用年数が 10 年を超える場合は 10 年。）を経過した場合はこの限りではない。

２　１の本文に定める承認を受けようとするときは、別記第 130 号様式により局長に申請しなければならない。

３　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、その年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第 131 号様式により局長に報告しなければならない。

４　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、９に定める財産処分納付金の全部又は一部を道に納付させることがある。

ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。

（１）地方公共団体が行う財産処分

ア　道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）

イ　取得年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ウ　災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

エ　取得年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等

オ　その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合

（２）地方公共団体以外の者が行う財産処分

ア　取得年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

イ　取得年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合

ウ　道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

エ　災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

オ　取得年数が 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

５　３に定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、４のただし書の規定は適用しないことがある。

６　地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第１に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

７　担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

8　７に定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

9　財産処分納付金の額

（１）有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし､その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価である場合には、評価額とする。

（２）（１）以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

10　各事業区分における標準事業の実施により生じる 50 万円未満の財産処分については、１の規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

11　10 に定める財産処分によって収入があった場合、４の本文の規定は適用しないものとする。

第２　地域振興事業（デジタルチャレンジ推進事業及び集落維持・活性化促進事業）により生じる財産の取扱い

第１の規定を準用する。

第３　保健福祉事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業）により生じる財産の取扱い

第１の規定を準用する。この場合において、処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が１件につき 50 万円以上の機械及び器具とする。

第４　産業振興事業（地域産業基盤整備事業）により生じる財産の取扱い

１　小規模土地改良事業

（１）この場合において、処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が１件につき 50 万円以上の機械、器具及び物品とする。

（２）（１）に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（10 年を限度とする。）を経過した場合はこの限りではない。

（３）（２）の承認を受けようとするときは、別記第 132 号様式を提出し、局長の承認を得るものとする。

（４）局長は、（３）について承認又は不承認するときには、別記第 133 号様式で交付事業者に通知するものとする。

（５）交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、別記第 135 号様式に関係書類を添付の上、局長に申請を行うものとする。

（６）局長は、（５）について承認又は不承認するときには、別記第 136 号様式で交付事業者に通知するものとする。

２　小規模林道整備事業

（１）この場合において、処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が１件につき 50 万円以上の機械及び器具とする。

（２）（１）に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（当該耐用年数が 10 年を超える場合は 10 年）を経過した場合はこの限りではない。

（3）交付金交付の年度の翌年度から起算して８年以内に、当該林道、施設の全部若しくは一部を転用若しくは用途変更しようとするとき、又は交付目的を達成することが困難と思慮するときは、あらかじめ局長の承認又は認定を受けなければならない。

（4）交付事業者は、交付対象事業により開設又は整備した林道又は施設について、交付金を交付した年度の翌年度から起算して８年経過後に、転用又は用途変更をしたときは、局長に報告するものとする。

3　小規模治山事業

（1）この場合において、処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した営繕施設及び車両並びに取得価格又は効用の増加した価格が１件につき 50 万円以上の機械及び器具とする。

（2）（1）に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（当該耐用年数が 10 年を超える場合は 10 年）を経過した場合はこの限りではない。

4　船揚場整備事業

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（当該耐用年数が 10 年を超える場合は 10 年）を経過した場合はこの限りではない。

第５　環境生活事業（エゾシカ緊急対策事業）により生じる財産の取扱い

第１の規定を準用する。